

対象案件 特別管理産業廃棄物処理業務委託

No.	質問事項	回答
1	入札参加資格申請の提出書類の中で、「2の(6)に定める要件を満たしていることを証する書類」とありますが、環境大臣による収集運搬の認定を受けている場合は、認定証の提出で宜しいでしょうか。	お見込みのとおり。 PCB 汚染物の無害化処理に係る環境大臣の認定において収集運搬も認められている者については、当該認定を受けていることを証する書類の提出があれば、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可に関する書類の提出は必要ありません。